

令和4年度「橋渡し研究プログラム」公募要領 新旧対照表

	項	改定後	改定前
1	P5 第1章 はじめに	本公募要領は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「AMED」という。）が実施する橋渡し研究プログラムの公募研究開発課題にかかる条件や募集内容を記載したものです。 <u>令和4年4月改定の本公募要領は、シーズF、Bの公募にのみ適用します。preFおよびシーズCの公募には、令和3年12月に公開済みの改定前の公募要領を適用します。</u>	本公募要領は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「AMED」という。）が実施する橋渡し研究プログラムの公募研究開発課題にかかる条件や募集内容を記載したものです。
2	P12 2.2.3 安全保障貿易管理について 8行目	貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。	物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。
3	P13~15 2.2.6 データシェアリングについて 4段落目	<p>AMEDでは、AMEDが支援する研究開発から得られたデータの利活用を推進するために、AMEDデータ利活用プラットフォーム※（以下プラットフォームという。）の整備を進めています。</p> <p>※https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kenkouiryuu/data_rikatsuyou/dai2/siryuu2.pdf</p> <p>プラットフォームが窓口となり共有されるヒトの全ゲノムシーケンスデータについては、既にプラットフォームで共有予定となっているデータと品質を同等に担保すること、さらにはゲノム解析の先進諸国との国際共同研究でも円滑に活用可能であることを目的として、既にプラットフォームで共有予定となっているデータと同等のゲノム解析プロトコルを用いて生成したシーケンスデータであることを求めます。</p> <p>そのため、研究開発計画においてヒトの全ゲノムシーケンス解析（注1）を実施するにあたっては、その解析に用いるプロトコル情報の提出を必須とします（注2）。</p> <p>ヒト全ゲノムシーケンス解析のプロトコルについては、特に下記の項目について明記することが求められます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライブラリー作成（キット名、断片長等） ・シーケンス反応（キット名、リード長等） ・解析装置の機種名（機種名・型番等。外注の場合 	<p>なお、大規模なゲノム・データ解析基盤 CANNDs※の構築を通じて、制限共有データベースの利活用を推進するシーケンスデータについては、シーケンスの品質担保の観点から、全ゲノム解析を実施するにあたっては、ゲノム解析のプロトコルの提出が必須となりました。</p> <p>ヒト全ゲノム解析は、業務委託するか否かにかかわらず、当該全ゲノム解析に用いる検体、当該全ゲノム解析の結果（その過程で生成されるデータを含む）のいずれについても、研究の終了後を含め、国外に持ち出さない場合に限り認められます。（正当な理由があるものとして研究者がAMEDに協議し、AMEDが関係省庁と協議の上で例外として認める場合を除く。）</p> <p>※AMED報告資料 CANNDs実施計画 2021年3月6日</p> <p>https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kenkouiryuu/genome/genome_dai5/siryuu3-1.pdf</p>

	項	改定後	改定前
3 続 き		<p><u>は外注先も記入)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>クオリティーコントロール (QC) の方法</u> ・<u>リファレンスゲノムとのマッピング及びアセンブルの方法</u> <p><u>さらに、AMED 研究開発で行うヒトの全ゲノムシーケンス解析は、外部機関等に解析を業務委託するか否かにかかわらず、当該ゲノムシーケンス解析に用いる検体、当該ゲノムシーケンス解析結果 (FASTQ 生配列データ及び VCF データを取得するまでの過程で生成されるデータを含む) のいずれについても、以下の場合を除き、国外に持ち出すことはできません (注 2)。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>ヒトの全ゲノムシーケンス解析結果やその考察から得られた知見の学術誌への論文発表、学会発表等</u> ・<u>国際共同研究や企業の利活用等、正当な理由があるものとして個別に研究者が AMED に協議し、AMED が関係省庁と協議の上で例外として認める場合</u> <p><u>なお、「AMED 研究データ利活用に係るガイドライン」及び「委託研究契約書」※に基づき、データマネジメントプランを見直し又は改訂する場合には、AMED の承認を受ける必要があります。</u></p> <p><u>※</u></p> <p><u>https://www.amed.go.jp/content/000079403.pdf</u></p> <p><u>(注 1) 全ゲノムシーケンス解析</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>ここでは、次世代シーケンサーを利用した全ゲノムシーケンス解析及び全エクソーム解析を指します。なお、次世代シーケンサーを用いる解析のうち、全ゲノムまたは全エクソーム以外を対象とするゲノム解析や、アレイ解析、サンガー法によるシーケンス解析は含みません。</u> ・<u>生体試料から VCF データを得るまでのプロセスを指します。</u> <p><u>(注 2)</u></p> <p><u>厚生労働省の新興・再興感染症データバンク事業ナショナル・リポジトリ (REBIND) におけるヒトの全ゲノムシーケンス解析の取扱いについては、事業方針に従います。</u></p> <p><u>【参考】ゲノム医療実現のための データシェアリングポリシーについて</u></p> <p><u>https://www.amed.go.jp/koubo/datasharing.html</u></p>	

	項	改定後	改定前
4	P29 4.1 公募 期間・選 考スケジ ュール	<p>(注2) 提出書類に不備がある場合は、不受理となる場合があります。</p> <p><u>(注3) ヒト全ゲノムシーケンス解析を実施する場合で、ヒト全ゲノムシーケンス解析プロトコール様式の提出がない場合は、不受理とします。</u></p> <p>(注4) 提案書類受付期間終了後、研究開発代表者に対して、AMEDが電子メールや電話等事務的な確認を行う場合があります。当該確認に対しては、AMEDが指定する方法で速やかに回答してください (回答が得られない場合は当該提案が審査対象から除外されることがあります)。</p>	<p>(注2) 提出書類に不備がある場合は、不受理となる場合があります。</p> <p>(注3) 提案書類受付期間終了後、研究開発代表者に対して、AMEDが電子メールや電話等事務的な確認を行う場合があります。当該確認に対しては、AMEDが指定する方法で速やかに回答してください (回答が得られない場合は当該提案が審査対象から除外されることがあります)。</p>
5	P33、34 4.2.2 審 査項目と 観点 (2) シ ーズF、 (3) シ ーズB	<p>(D) 計画の妥当性と実施可能性</p> <p>・生命倫理、安全対策に対する法令等を遵守した計画となっているか(※)</p> <p><u>※「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」は令和4年3月10日に一部改正されていますので、特に御留意ください。</u> https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_00950.html</p>	<p>(D) 計画の妥当性と実施可能性</p> <p>・生命倫理、安全対策に対する法令等を遵守した計画となっているか(※)</p> <p><u>※令和3年6月30日をもって、従来の「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」及び「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」は廃止され、現在は「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」が施行されていますので、特に御留意ください。</u> https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_00525.html</p>
6	P38 5.1.1 応 募に必要な 提案書類	<p><u>2 ヒト全ゲノムシーケンス解析プロトコール様式</u> <u>(※ヒト全ゲノムシーケンス解析を実施する場合)</u></p>	<p>(追加)</p>
7	P40 5.1.4 提 案書類の 様式及び 作成上の 注意 (5) 対象 外となる 提案につ いて	<p>以下に示す研究開発課題の提案は本事業の対象外となります。</p> <p>(A) 単に既製の設備・備品の購入を目的とする提案 (B) 他の経費で措置されるのがふさわしい設備・備品等の調達に必要な経費を、本事業の経費により賄うことを想定している提案 (C) <u>ヒト全ゲノムシーケンス解析プロトコールが、第2章に記載している条件を満たさない提案</u></p>	<p>以下に示す研究開発課題の提案は本事業の対象外となります。</p> <p>(A) 単に既製の設備・備品の購入を目的とする提案 (B) 他の経費で措置されるのがふさわしい設備・備品等の調達に必要な経費を、本事業の経費により賄うことを想定している提案</p>

	項	改定後	改定前
8	P40 5.2 研究 開発提案 書以外に 必要な提 出書類等 について	<p><u>(1) ヒト全ゲノムシーケンス解析プロトコール様式</u></p> <p><u>ヒト全ゲノムシーケンス解析を実施する場合、ヒト全ゲノムシーケンス解析プロトコール様式の提出が必須になります。シーケンスデータやプロトコール情報の詳細については、第2章の応募に関する諸条件等の記載を参照してください。</u></p>	(追加)
9	P46~p47 5.4.1 不 合理的な重 複に対す る措置	<p>同一の研究者による同一の研究開発課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、複数の競争的研究費<u>その他の研究費</u>（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（※）。）が不必要に重ねて配分される状態であって以下のいずれかに該当する場合、本事業において、<u>その程度に応じ、研究開発課題の不採択、採択取消し又は減額配分</u>（以下「<u>研究開発課題の不採択等</u>」という。）を行います。なお、本事業への応募段階において、他の競争的研究費<u>その他の研究費</u>への応募を制限するものではありませんが、他の競争的研究費<u>その他の研究費</u>に採択された場合には速やかにAMEDの本事業担当課に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、<u>研究開発課題の不採択等</u>を行う可能性があります。</p> <p>(A) 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究開発課題について、複数の競争的研究費<u>その他の研究費</u>に対して同時に応募があり、重複して採択された場合</p> <p>(B) 既に採択され、配分済の競争的研究費<u>その他の研究費</u>と実質的に同一の研究開発課題について、重ねて応募があった場合</p> <p>(C) 複数の研究開発課題の間で、研究費の用途について重複がある場合</p> <p>(D) その他これに準ずる場合</p> <p><u>(※) 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為 及び 直接又は間接金融による資金調達を除く。</u></p>	<p>同一の研究者による同一の研究開発課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、<u>国又は独立行政法人（国立研究開発法人含む。以下同じ。）</u>の複数の競争的研究費が不必要に重ねて配分される状態であって以下のいずれかに該当する場合、本事業において<u>審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の削減（以下「採択の決定の取消し等」という。）</u>を行うことがあります。なお、本事業への応募段階において、他の競争的研究費制度への応募を制限するものではありませんが、他の競争的研究費制度に採択された場合には速やかにAMEDの本事業担当課に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、<u>採択の決定の取消し等</u>を行う可能性があります。</p> <p>(A) 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究開発課題について、複数の競争的研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合</p> <p>(B) 既に採択され、配分済の競争的研究費と実質的に同一の研究開発課題について、重ねて応募があった場合</p> <p>(C) 複数の研究開発課題の間で、研究費の用途について重複がある場合</p> <p>(D) その他これに準ずる場合</p>

	項	改定後	改定前
10	5.4.2 過度の集中度に対する措置	<p>本事業に提案された研究内容と、他の競争的研究費<u>その他の研究費</u>を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、<u>同一</u>の研究者又は研究グループ（以下、本項では、これらを「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究開発期間内で使い切れないほどの状態であって、以下のいずれかに該当する場合には、本事業において、<u>その程度に応じ、研究開発課題の不採択等</u>を行います。</p> <p>このため、本事業への提案書類の提出後に、他の競争的研究費<u>その他の研究費</u>に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかにAMEDの本事業担当課に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、<u>研究開発課題の不採択等</u>を行う可能性があります。</p>	<p>本事業に提案された研究内容と、他の競争的研究費<u>制度</u>を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、<u>当該</u>研究者又は研究グループ（以下、本項では、これらを「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究開発期間内で使い切れない程の状態であって、以下のいずれかに該当する場合には、本事業において、<u>採択の決定の取消し等</u>を行うことがあります。</p> <p>このため、本事業への提案書類の提出後に、他の競争的研究費<u>制度</u>に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかにAMEDの本事業担当課に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、<u>採択の決定の取消し等</u>を行う可能性があります。</p>
11	P47 5.4.3 不合理の重複及び過度の集中度の排除の方法	<p><u>競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中度を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認するため、応募時に、以下の情報を提供していただきます。</u></p> <p><u>（1）現在の他府省含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況、現在の全ての所属機関・役職に関する情報の提供</u></p> <p><u>応募時に、研究開発代表者・研究開発分担者等について、現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）（以下「研究費に関する情報」という。）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報（以下「所属機関・役職に関する情報」という。）を応募書類やe-Radに記載いただきます。応募書類やe-Radに事実と異なる記載をした場合は、<u>研究開発課題の不採択等</u>を行うことがあります。</u></p> <p><u>研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、産学連携等の活動が委縮しないように、個別の事情に配慮して以下の通り扱います。</u></p> <p><u>・応募された研究開発課題が研究費の不合理な重複や過度の集中度にならず、研究開発課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認する</u></p>	(追加)

	項	改定後	改定前
11 続 き		<p><u>ために必要な情報のみ（原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみ）の提出を求めます。</u></p> <p><u>・ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出いただくことが可能です。なお、その場合においても、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。</u></p> <p><u>・所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有される場合もありますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。</u></p> <p><u>なお、今後秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討していただきますようお願いいたします。ただし、秘匿すべき情報の範囲とその正当な理由（企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等）について契約当事者双方が合意すれば、当該秘匿情報の提出を前提としない契約とすることも可能であることに御留意ください。</u></p> <p><u>（２）その他、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報の提供</u></p> <p><u>研究費に関する情報や、所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援（※）を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めます。誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究開発課題の不採択等とすることがあります。</u></p> <p><u>応募の研究開発課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究開発課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、誓約に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。</u></p> <p><u>（※）無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。</u></p>	

	項	改定後	改定前
12	P48 5.4.4 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報の共有	不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を、e-Rad などを通じて、他府省を含む他の競争的研究費制度の担当課間で共有します。	不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、e-Rad などを通じて、他府省を含む他の競争的研究費制度の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的研究費制度におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。
13	P49 5.5 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保	我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、 <u>開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。</u> <u>そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。</u> <u>かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。</u>	(追加)
14	P50 6.1.2 必要な情報公開	(C)「 <u>第6期科学技術・イノベーション基本計画</u> 」（令和3年3月26日閣議決定）では、 <u>科学技術・イノベーション行政において、客観的な証拠に基づく政策立案を行う EBPM を徹底することとしてお</u>	(C) e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。これを受けて、CSTI 及び関係府省では、公募型研

	項	改定後	改定前
14	P50 6.1.2 必要な情報公開・情報提供等	<p>り、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。そのため、課題採択後においても、各年度の研究成果情報（論文・特許等）、会計実績情報等の e-Rad への入力をお願いします。研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。</p>	<p>究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績の e-Rad での登録を徹底することとしています。そのため、課題採択後においても、各年度の研究成果情報（論文・特許等）、会計実績情報等の e-Rad への入力をお願いします。研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。</p>
15	P56 8.2.1 委託研究開発費の範囲	<p>また、現在、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略 2021」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、競争的研究費に関する制度改善が進められています。</p>	<p>また、現在、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略 2020」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、競争的研究費に関する制度改善が進められています。</p>
16	P68 11.5 法令・倫理指針等の遵守について	<p>○人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号、令和4年3月10日一部改正）※令和3年6月30日施行</p>	<p>○人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）※令和3年6月30日施行</p>
17	P69 11.6.2 体制整備等の確認について	<p>本事業の契約に当たり、各研究機関は、それぞれのガイドラインを踏まえた体制整備等の実施状況等について、以下のチェックリストにより文部科学省へ報告していただきます。（チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）</p> <p>このため、令和4年4月1日以降、以下の各ウェブサイトの内容を確認の上、e-Rad から令和4年度版チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、preF、シーズCの場合は令和4年5月1日までに、シーズF、シーズBの場合は令和4年9月1日までに各研究機関から文部科学省に、e-Rad を利用して、チェックリストを提出（アップロード）してください。</p> <p>なお、令和3年度版チェックリストを提出している研究機関は、上記にかかわらず契約は認められますが、この場合は、令和4年度版チェックリストを（A）は令和4年12月1日まで、（B）は令和4年9月30日までにそれぞれ提出してください。</p> <p><u>注：令和4年度版の提出方法については、e-Rad 又は文部科学省 Web サイトにて御確認ください。</u></p>	<p>本事業の契約に当たり、各研究機関は、それぞれのガイドラインを踏まえた体制整備等の実施状況等について、以下のチェックリストにより文部科学省へ報告していただきます。（チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）</p> <p>このため、令和4年4月1日以降、以下の各ウェブサイトの内容を確認の上、e-Rad から令和4年度版チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、preF、シーズCの場合は令和4年5月1日までに、シーズF、シーズBの場合は令和4年9月1日までに各研究機関から文部科学省に、e-Rad を利用して、チェックリストを提出してください。</p> <p>なお、令和3年度版チェックリストを提出している研究機関は、上記にかかわらず契約は認められますが、この場合は、令和4年度版チェックリストを（A）は令和4年12月1日まで、（B）は令和4年9月30日までにそれぞれ提出してください。</p> <p><u>注：（A）、（B）とも、記載されている URL は、令和3年度版チェックリストに関する内容ですので、令和4年度になりましたら、e-Rad 若しくは文部科学省のホームページをご確認ください。</u></p>

	項	改定後	改定前
18	P71 12.2.2 申請及び参加資格の制限	本事業において不正行為等を行った研究者及びそれに関与又は責任を負うと認定された研究者等に対し、不正の程度に応じて以下の表のとおり、AMEDの事業への申請及び参加資格の制限を行います。また、本事業において、不正行為等が認定され、申請及び参加資格の制限が講じられた場合、関係府省に当該不正行為等の概要（不正行為等をした研究者名、制度名、所属機関、研究開発課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供します。	本事業において不正行為等を行った研究者及びそれに関与又は責任を負うと認定された研究者等に対し、不正の程度に応じて以下の表のとおり、AMEDの事業への申請及び参加資格の制限を行います。また、本事業において、不正行為等が認定され、申請及び参加資格の制限が講じられた場合、関係府省に当該不正行為等の概要（不正行為等をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供します。 <u>これにより、関係府省等の競争的研究費制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。</u>
19	P75 13.1 社会との対話・協働の推進	「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）（平成22年6月19日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、本公募に採択され、1件当たり年間3000万円以上の公的研究費（競争的資金またはプロジェクト研究資金）の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」により、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。本公募に採択された場合には、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する取組や多様なステークホルダー間の対話・協働を推進するための取組が必要です。このことを踏まえ、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の「国民との科学・技術対話」について、積極的に取り組むようお願いします。 <u>（参考）「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）</u> https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf	「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）（平成22年6月19日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、本公募に採択され、1件当たり年間3000万円以上の公的研究費（競争的資金またはプロジェクト研究資金）の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」により、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。 <u>また、これに加えて、第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）においては、科学技術と社会とを相対するものとして位置づける従来型の関係を、研究者、国民、メディア、産業界、政策形成者といった様々なステークホルダーによる対話・協働、すなわち「共創」を推進するための関係に深化させることが求められています。これらの観点から、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する取組や多様なステークホルダー間の対話・協働を推進するための取組が求められています。このことを踏まえ、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の本活動について、積極的に取り組むようお願いします。</u> <u>（参考）「第5期科学技術基本計画」</u> https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf

	項	改定後	改定前
20	P78 13.10 研究者情報のresearchmapへの登録	<p>researchmap※は国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報の公開も可能です。また、researchmapはe-Radや多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつな갑니다。</p> <p>なお、researchmapで登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されていますので、本事業実施者は積極的にresearchmapに登録くださるよう、ご協力をお願いします。</p> <p>※ https://researchmap.jp/</p>	<p>researchmap※は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報はインターネットを通して公開することもできます。また、researchmapはe-Radや多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。</p> <p>researchmapで登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されていますので、本事業実施者はresearchmapに登録くださるよう、ご協力をお願いします。</p> <p>なお、AMEDfindでは、研究者名からresearchmapへのリンクを行っています。</p> <p>※ https://researchmap.jp/</p>
21	P82 13.17 URA等のマネジメント人材の確保について	<p>「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）において、URA等のマネジメント人材が魅力的な職となるよう、専門職としての質の担保と処遇の改善に関する取組の重要性が指摘されています。また「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議）においても、マネジメント人材やURA、エンジニア等のキャリアパスの確立の必要性が示されています。</p> <p>これらを踏まえ、研究機関が雇用している、あるいは新たに雇用するURA等のマネジメント人材が本事業の研究プログラムのマネジメントに従事する場合、研究機関におかれては本事業に限らず、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り一定期間（5年程度以上）の任期を確保するよう努めてください。あわせて、当該マネジメント人材のキャリアパスの確保に向けた支援として、URA研修等へ参加させるなど積極的な取組をお願いします。また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。</p>	(追加)
22	提案書様式1 P1	ヒト全ゲノムシーケンス解析の項目追加、提出書類一覧に「ヒト全ゲノムシーケンス解析プロトコル様式」を追加	(様式への項目追加等)

以上